

資料編



横須賀市立岩戸小学校6年 渡辺 綺亜良さん
平成22年度 環境ポスターコンクール 優秀賞
(学校名、学年は平成22年度)

1 「基本目標」と「施策の分野」の関係

本計画における「基本目標」と「施策の分野」は、P.28に記載の体系としてしているところですが、「基本目標」と「施策の分野」は必ずしも1対1の関係にはならず、1つの「施策の分野」に対し、複数の「基本目標」が対応することとなります。このため、ここでは、「基本目標」と「施策の分野」の関係について、関係性を整理しています。

		施策の分野／施策の項目									
		みどりの保全・創出と活用			水辺環境の保全・創出と活用			生物多様性の保全・再生と活用		自然災害の防止と抑止	
		①みどりの保全	②みどりの創出	③みどりとふれあいの推進	①河川環境の保全と創出	②海域環境の保全と創出	③水とのふれあいの推進	①生物多様性の保全・再生	②生物とのふれあいの推進	①自然災害の未然防止	②自然災害の被害の軽減
基本目標	1 自然環境の保全と創出をはかり、人々がゆたかな自然の恵みを実感できるまちをめざします	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2 生活環境の保全・改善をはかり、快適に暮らせるまちをめざします	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 低炭素社会を構築し、地球環境問題に対応したまちの実現をめざします	○	○					○		○	○
	4 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちの実現をめざします										
	5 市民、事業者、市の協働により、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合をはかります	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	生活環境の保全・改善					地球温暖化対策の推進			エネルギー対策の推進		ごみの減量化・資源化、適正処理の推進			環境教育・環境学習の推進		経済・社会活動との調和	
	①大気環境の保全・改善	②水・土壌環境の保全・改善	③化学物質対策の推進	④歴史的・文化的環境の保全と継承	⑤その他の生活環境の保全・改善	①温室効果ガスの削減および吸収源の増加	②地球温暖化適応策の推進	③都市交通に係る環境負荷の低減	①省エネルギー対策の推進	②再生可能エネルギーの利用	①ごみの減量化の推進	②ごみの資源化の推進	③ごみの適正処理の推進	①環境教育・環境学習の推進のための体制づくり	②環境教育・環境学習の機会の充実	①環境と調和した経済活動の推進	②環境と調和した社会活動の推進
	○	○				○	○									○	○
	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
	○	○				◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○			○	○
						○			○	○	◎	◎	◎			○	○
	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		◎	◎	◎	◎

2 重点施策一覧表

基本目標	施策の分野	施策の項目	重点施策
	1 自然環境の保全と創出をはかり、人々がゆたかな自然の恵みを実感できるまちをめざします		
	(1) みどりの保全・創出と活用		
	①みどりの保全	ア. 丘陵のみどりや自然環境のみどりを守るための制度などを検討し運用を図るとともに、地域制緑地の新規指定および既指定地区における適切な指導・誘導を推進していきます。 イ. 近郊緑地特別保全地区において、既指定地の適正な保全を図るとともに、新規の指定を進めます。 ウ. 民有地の樹林地や斜面緑地の保全のため、市民と市の協働による保全、維持管理の仕組みづくりを進めます。 シ. 樹林地の維持管理に関する体験型のモデル事業を実施し、樹林地の保全などについて学ぶ機会を創出します。	
	②みどりの創出	イ. 公共施設における緑化を推進するために、指針などに基づき積極的な緑化を推進していきます。 エ. 民有地における緑化を推進するための制度などを検討し、運用を図ることで市民・事業者などの緑化を支援していきます。 オ. ゆたかな自然とふれあえる場を創出するため、自然の魅力を生かした公園・緑地を整備します。 コ. スポーツを通じた交流拠点となる公園を整備します。 サ. 地区計画区域内において緑化率を定める条例の制定に向けた検討を行います。	
	③みどりとのふれあいの推進	ア. 農業体験学習を実施するとともに、市民農園などを通じて、土とふれあう機会を増やします。 イ. 海やみどりへの良好な眺望を確保するため、景観計画や景観条例の制度を活用し、建築行為などに対する景観誘導を図ります。 ウ. 環境保全に関する指導者の育成や自然保護団体の育成を図ります。 エ. 里山的環境を保全・再生するための仕組みづくりを検討し、運用を図ることで、市民がみどりとふれあう機会を創出します。	
	(2) 水辺環境の保全・創出と活用		
	①河川環境の保全と創出	ア. 治水機能の向上とともに、自然景観や周辺環境、生態系に配慮した河川環境の保全を推進します。	
	②海域環境の保全と創出	ア. 横須賀の特色のひとつである海岸景観を考慮しつつ、海岸の侵食対策および砂浜などの再生を行います。 ウ. 自然海岸などの保全に努め、沿岸植物や海鳥などの生態系を保持します。	
	③水とのふれあいの推進	イ. 海とみどりが調和した潤いのある海辺空間を創出するため、水際線に緑地などを整備します。 ウ. 港湾海岸の高潮対策事業の推進および老朽化した護岸の改修を実施します。 エ. 自然とのふれあいを通じた人々の交流を促すため、海とみどりを生かした10,000メートルプロムナードの整備・活用を推進します。 オ. 市民の暮らしにやすらぎと潤いを提供するため、横須賀独自の自然、歴史、文化と調和した海辺の環境形成を目指します。 カ. 河川や海辺などの親水施設の充実を図ります。	

基本目標	施策の分野	施策の項目	重点施策
	(3) 生物多様性の保全・再生と活用		
	①生物多様性の保全・再生	ア. 動植物などの調査・研究を進め、生物多様性の保全・再生施策への活用を図ります。 イ. 市民、事業者、市の協働による、生物多様性の保全・再生に適した、すぐれた自然環境の保全に努めます。 オ. 生物多様性保全・再生の基本的指針となる戦略を策定します。	
	②生物とのふれあいの推進	エ. 生物多様性保全と、市民のふれあいの機会の創出・活用の両立を進めるため、里山的環境の保全・再生やエコツーリズムの取り組みを推進します。	
	(4) 自然災害の防止と抑止		
	①自然災害の未然防止	エ. 自然災害の未然防止のため、谷戸地域の住環境整備に向けた具体的な方針・施策の検討を行います。 オ. 浸水対策を図るとともに、雨水浸透施設の普及・指導に努めます。 カ. (再掲) 民有地の樹林地や斜面緑地の保全のため、市民と市の協働による保全、維持管理の仕組みづくりを進めます。 キ. 高潮、波浪などによる被害防止のため、護岸などの整備による越波や浸水の防止を図ります。	
	②自然災害の被害の軽減	ウ. 災害時の避難、救護活動などに役立つような公園を整備します。	
2 生活環境の保全・改善をはかり、快適に暮らせるまちをめざします			
	(1) 生活環境の保全・改善		
	①大気環境の保全・改善	ウ. 工場・事業場に対して、立ち入り検査などによる排出基準の遵守の徹底と大気汚染防止の指導を行います。 エ. 冬期における大気汚染物質などの低減に向けた取り組みを進めます。	
	②水・土壌環境の保全・改善	ア. 工場・事業場に対して定期的に排水調査を行い、排水基準の遵守と水質汚濁防止の指導を行います。 イ. 下水道整備を進めるとともに、各家庭の下水道への接続を推進します。 ウ. 現在ある合流式下水道の雨天時放流負荷量を、汚水専用管敷設、雨水滞水池の設置などにより削減します。 エ. 下水の高度処理施設の導入の検討を行います。 カ. (再掲) 河川や沿岸から排出される汚濁負荷量の低減に努めるとともに、しばしば赤潮の発生が見られる東京湾の水質改善に努めます。 サ. 下水道事業計画認可区域外においては、合併処理浄化槽への転換を啓発、指導していきます。	
	④歴史的・文化的環境の保全と継承	イ. 横須賀の歴史・文化・自然に関する貴重かつ重要な文化的遺産を未来へ継承していくため、保全と活用を推進します。	
	⑤その他の生活環境の保全・改善	エ. 工場などの悪臭に関する調査を実施し、規制指導を適正に実施します。	

基本目標	施策の分野	施策の項目	重点施策
3 低炭素社会を構築し、地球環境問題に対応したまちの実現をめざします			
	(1) 地球温暖化対策の推進		
	①温室効果ガスの削減および吸収源の増加	ア. 「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン (2011～2021)」に基づく取り組みを実施し、計画の推進に努めます。 イ. YES (横須賀市環境マネジメントシステム) の運用・管理により、市役所全体での環境配慮の取り組みを推進するとともに、環境施策の効果的な実施に努めます。 ウ. (再掲) 市自らが率先して自動車使用の自粛や低公害車の導入などを図ります。	
	③都市交通に係る環境負荷の低減	ア. 環境負荷の抑制につながる新たな交通システムの検討や有害物質の排出量の増大につながる交通渋滞を緩和させる施策を推進します。 エ. (再掲) 市自らが率先して、自動車使用の自粛や低公害車の導入などを図ります。 オ. EV (電気自動車) などの普及促進を図るため、補助制度やインフラ整備などを検討します。	
	(2) エネルギー対策の推進		
	①省エネルギー対策の推進	ウ. 市民および事業者における省エネルギー設備などの普及啓発を進めます。 オ. 「横須賀市環境配慮指針 日常生活編」および「環境家計簿」の活用を市民などへ周知し、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を促します。 キ. 市街地再開発事業などにおける効率的なエネルギー利用を推進します。 ク. 自転車の利用促進を図り、自動車利用の削減を目指します。 ケ. 省エネ電球など、環境にやさしい設備の普及に向けた支援を行います。 サ. 低炭素なまちづくりを目指し、二酸化炭素排出の低減のための技術や設備などを積極的に活用した住宅の普及に努めます。	
	②再生可能エネルギーの利用	ア. 公共施設における再生可能エネルギー利用設備を導入・利用します。 イ. 市民および事業者における再生可能エネルギー設備などの普及啓発を進めます。	

基本目標	施策の分野	施策の項目	重点施策
4 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちの実現をめざします			
	(1) ごみの減量化・資源化、適正処理の推進		
	①ごみの減量化の推進	ア. ごみの減量化策を推進するとともに、新たな施策を検討します。 イ. さまざまな方法により、ごみの減量化について普及啓発活動を行います。 ウ. ごみの発生を抑制するために、市民・事業者の活動を支援します。 オ. 事業系ごみの排出指導を行います。	
	②ごみの資源化の推進	ア. ごみの資源化策を推進するとともに、新たな施策を検討します。 ウ. 資源化の円滑な推進を図るため、分別・排出ルールの徹底を周知するとともに、集団資源回収の実施団体などを支援します。 エ. 建築物などに係る分別解体および再資源化などの監視・指導を行います。 オ. 事業系ごみについて、事業者自身が再資源化を行うように指導の実施や、多量の排出業者などに対して減量化、資源化の指導を進めます。	
	③ごみの適正処理の推進	ア. ごみ処理の広域化を推進し、効率的なごみ処理システムを構築します。	
5 市民、事業者、市の協働により、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合をはかります			
	(1) 環境教育・環境学習の推進		
	①環境教育・環境学習の推進のための体制づくり	イ. 環境教育・環境学習の拠点となる施設・設備を整備・活用します。 ウ. 環境教育に係る指導者の登用および活用の拡大を進めます。 オ. 環境教育に係る人材育成のための制度を検討します。 キ. 市民、事業者、市の連携および協働による環境教育・環境学習の取り組みの実践を推進します。	
	②環境教育・環境学習の機会の充実	ア. 環境教育・環境学習に関する各種学習会、イベントなどを市が主催し、開催します。 ウ. 環境学習プログラムなどの活用を促します。	
	(2) 経済・社会活動との調和		
	①環境と調和した経済活動の推進	ア. 「横須賀市環境配慮指針 開発行為等事業編」および「環境ナビゲーションシステム」を開発事業者などに配付し、環境配慮の実践を促進します。 イ. ISOやエコアクション21の認証取得を検討している事業者に対し、補助や取得の相談などを実施します。 ウ. (再掲)EV(電気自動車)などの普及促進を図るため、補助制度やインフラ整備などを検討します。 エ. 商店街における省エネルギー設備などの導入を推進します。	
	②環境と調和した社会活動の推進	ア. 環境活動を行っている団体などに対する支援を行います。 ウ. 市民、事業者、市の協働による環境に配慮したまちづくりを推進します。	

3 環境基準について

(1) 大気環境の環境基準

■大気汚染に係る環境指標	
二酸化硫黄 (SO ₂)※	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)※	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること
一酸化炭素 (CO)※	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
■有害大気汚染物質に係る環境指標	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
■大気のダイオキシン類に係る環境指標	
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

備考) 環境指標は、国の定めた環境基準とし、※については長期的評価により判断する

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年12月、環境庁告示第59号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月、環境庁告示第4号)

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境庁告示第68号)

(2) 水質・土壌の環境基準

表 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 「検出されないこと。」とは、その測定結果が定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月、環境庁告示第59号) 別表1 人の健康の保護に関する環境基準

表 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く。))(抜粋)

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
B	水道3級 水産2級 など	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml以下	鷹取川*1 平作川
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L*2 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—	松越川 及び 主な中小河川

備考) 基準値は、日間平均値とする。

- (注) 1 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 2 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 3 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

*1：鷹取川の大腸菌群数については、基準適用なし

*2：BODについては、環境基準はE類型10mg/Lであるが、5mg/L以下を環境指標とする

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月、環境庁告示第59号) 別表2 生活環境の保全に関する環境基準

表 生活環境の保全に関する環境基準(海域)(抜粋)

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級、水浴、 自然環境保全など	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されな いこと。	相模湾 (小田和湾)
B	水産2級、工業用水 など	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと。	東京湾 (大津湾、 浦賀港内、 久里浜港内、 夏島沖※)

備考) 基準値は、日間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 3 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

※夏島沖の環境基準はC類型であるが、水域類型にかかわらずB類型を環境指標とする

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月、環境庁告示第59号)

イ.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
Ⅱ	水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	東京湾 (浦賀港内、久里浜港内)
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	東京湾 (大津湾)
Ⅳ	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下	東京湾 (夏島沖)

備考) 基準値は、年間平均値とする

- (注) 1 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 2 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	東京湾 (夏島沖、浦賀港内、久里浜港内)
生物 特A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	東京湾 (大津湾)

備考) 基準値は、年間平均値とする

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

- 備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 2 「検出されないこと。」とは、測定結果が定量限界を下回ることをいう。
 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日、環境庁告示第10号）

表 ダイオキシン類による水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染にかかる環境基準について」（平成11年12月、環境庁告示第68号）

(3) 騒音・振動の環境基準等

表 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)(抜粋)

地域の区分	昼 間	夜 間	地域の類型の 該当地域
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時	
A地域のうち2車線以上の 車線を有する道路に面する 地域	60デシベル以下	55デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B地域のうち2車線以上の 車線を有する道路に面する 地域	65デシベル以下	60デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C地域のうち車線を有する 道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(注) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

表 騒音に係る環境基準(道路に面していない地域)(抜粋)

地域の類型	昼 間	夜 間	地域の類型の 該当地域
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時	
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(注) 騒音の測定方法：日本工業規格Z8731に定める測定方法。

表 振動の要請限度

区域 \ 時間	8 : 00 ~ 19 : 00	19 : 00 ~ 8 : 00
第一種・第二種低層住居専用地域、 第一種・第二種中高層住居専用地域、 第一種・第二種住居地域、 準住居地域、その他の地域	65	60
近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	70	65

(4) 悪臭防止法による臭気指数規制基準

	第1種区域※ ¹	第2種区域※ ²
敷地境界	臭気指数10	臭気指数15
気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に規定する方法により算出して得られる臭気排出強度 又は排出気体の臭気指数	
排出水	臭気指数26	臭気指数31

規制対象地域は農業振興地域を除く横須賀市全域。

※1 第1種区域：住居系区域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域）

※2 第2種区域：第1種区域以外の区域

4 生物多様性関連資料

(1) 生物多様性とは

①定義

「生物多様性」にはさまざまな捉え方がありますが、国際条約によると次のように定義されています。

《生物多様性に関する条約 (Convention on Biological Diversity / CBD)》(略称；生物多様性条約 / 平成5年条約第9号)「すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」

②概念

「生物多様性条約」では、生物多様性には3つのレベルでの多様性があるとしています。

ア 種内の多様性 (遺伝子の多様性)

- ・ 同じ生物種内のグループにも、遺伝子による違いがあること。

イ 種間の多様性 (種の多様性)

- ・ 地球上、あるいは特定の地域にさまざまな種類の生物が生息・生育している状況のこと。
- ・ 日本は、南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあって、さまざまな種類の生物が生息・生育している。

ウ 生態系の多様性

- ・ 地球上、あるいは特定の地域にさまざまなタイプの自然があること。
- ・ 自然林や里山林・人工林などの森林、湿原、河川、サンゴ礁など、生態系はさまざまなスケールで認識される。

③生物多様性によるめぐみ(生態系サービス)

生物多様性によるめぐみは、以下の4つであるとされています。

すべての生命の存続基盤	将来を含む有用な価値	豊かな文化の根源	暮らしの安全性
・酸素の供給 ・水や栄養塩の循環 ・豊かな土壌	・食べ物 ・木材 ・医薬品 ・エネルギー	・地域性豊かな文化 ・知恵と伝統	・気温、温度の調節 ・津波の軽減 ・山地災害、土壌流出の軽減

(2) 生物多様性条約(2010年(平成22年)3月現在の締約国数は193ヶ国)

①目的

- ア 地球上の多様な生物をその生育環境とともに保全すること。
- イ 生物資源を持続可能であるように利用すること。
- ウ 遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ公平に分配すること。

②国家戦略の策定

締約国は国家戦略を策定することが義務付けられている。

(3) 生物多様性基本法(2008年(平成20年)6月施行)

①目的

生物多様性の保全および持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与する。

②基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進する。(生態系の保全・再生、予防的順応的取り組み、長期的な観点からの保全・活用、温暖化対策との連携)

③責務

- ア 国、地方公共団体の責務（基本原則に則った施策の実施）
 - ・生物多様性戦略（国は国家戦略策定の義務付け、地方は地方版戦略策定の努力規定）
- イ 国民および民間団体の責務（基本原則に則った活動などに努める）

（４）生物多様性国家戦略2010（2010年（平成22年）2月策定）

①生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念

- i 「すべての生命が存立する基盤を整える」
- ii 「人間にとって有用な価値を持つ」
- iii 「豊かな文化の根源となる」
- iv 「将来にわたる暮らしの安全性を保証する」

②課題（3つの危機と地球温暖化による危機）

- i 第1の危機（人間活動や開発による危機）
 - ・人間活動や開発など、人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響。
 - ・開発や乱獲による種の減少、生息域の減少があげられる。
- ii 第2の危機（人間活動の縮小による危機）
 - ・自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響。
 - ・里地里山などの手入れ不足などによる自然の質の変化が生態系に影響している。
 - ・里地里山などを中心とした、中・大型ほ乳類の個体数や分布域の増加による、深刻な農林業被害や生態系への影響。
- iii 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）
 - 外来種や化学物質などを人が持ち込むことによる生態系のかく乱。
- iv 地球温暖化による危機
 - ・地球温暖化の進行による地球上の生物多様性に対する影響。
 - ・近年では、地球温暖化による多くの種の絶滅や生態系への影響が取り上げられている。

③生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標

i 中長期目標(2050年(平成62年))

- ・人と自然の共生を国土レベル、地域レベルで広く実現させ、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させる。

ii 短期目標(2020年(平成32年))

- ・生物多様性の損失を止めるために、2020年(平成32年)までに、わが国の生物多様性の状況を科学的知見に基づき分析・把握する。生物多様性の保全に向けた活動を拡大し、地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復する。とりわけわが国に生息・生育する種に絶滅のおそれ新たに生じないようにするとともに、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図る。
- ・生物多様性を減少させない方法を構築し、世代を超えて、国土や自然資源の持続可能な利用を行う。
- ・生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまでのさまざまな社会経済活動の中に組み込み(生物多様性の主流化)、多様な主体により新たな活動が実践される。

④基本戦略

- 生物多様性を社会に浸透させる
- 地域における人と自然の関係を再構築する
- 森・里・川・海のつながりを確保する
- 地球規模の視野を持って行動する

⑤COP10を契機とした国内施策の充実・強化(戦略のポイント)

- ・生物多様性の社会における「主流化」の促進
- ・地域レベルの取り組みの促進・支援
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の保全施策の充実
- ・海洋の保全・再生の強化
- ・自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取り組みの推進

(5) 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)(2010年(平成22年)10月)

①開催概要

- ・ 2010年(平成22年)10月18日～29日、愛知県名古屋市にて開催
- ・ 179の締約国、関係国際機関、NGOなどから13,000人以上が参加
- ・ サイドイベント「生物多様性交流フェア」へは、118,000人以上が参加

②主な成果(本計画分野に関連する決議事項を抜粋)

- ・ 新戦略計画・愛知目標(ポスト2010年目標):中長期目標として、「2050年(平成62年)までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」ことが示された。また、20の個別目標が合意された。
- ・ 持続可能な利用:ブッシュミート(食用の野生鳥獣など)の適正な利用、SATOYAMAイニシアティブの推進などを含む決定が採択された。SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップを、同イニシアティブを推進するためのメカニズムと位置付けた。
- ・ 保護地域:国レベルでの長期行動計画の策定、地域(越境)構想の形成、気候変動の影響へ対処するための連結性の確保、外来種の管理、生態系や生息地の再生などに取り組んでいくこととされた。
- ・ 侵略的外来種:侵略的外来種、特にペット、水族館および動植物園での展示生物並びに活き餌・生食料として導入された侵略的外来種に関する既存の国際的な規制枠組みの隙間(ギャップ)の解消に向けた検討を行うための専門家グループを設置することが決定された。

(6) 生物多様性国際自治体会議

①開催概要

- ・ COP10開催期間中の2010年(平成22年)10月24日～26日、愛知県名古屋市にて開催
- ・ 国内外の185の自治体および、国や国際機関の専門家が参加
- ・ 安全快適な都市環境の確保、都市内の生態系の保全・再生、住民生活を支える資源の確保などのために、自治体として何をすべきか、世界の自治体の現状や課題を踏まえて、首長同士が話し合い、その成果を世界にアピールすることを目的として、開催された。

②成果

- ・ 地方自治体における生物多様性との係わりについて示した、「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」を採択した。
- ・ 宣言では、都市と地方自治体が、生物多様性と生態系を都市インフラの一部として管理するとともに、都市計画、財政計画、都市交通、通商・経済上のインセンティブ、公共調達、都市基盤整備など行政サービス全般にわたり、生物多様性への配慮を組み込み、評価していく必要があるとし、以下の8つの取り組みを強めていくことが重要であるとしている。
 - i . 市民が自然に親しめ、生物多様性に配慮した都市環境を管理すること
 - ii . 市街地スプロールを抑制する戦略的都市及び広域土地利用計画の実行
 - iii . 周辺自治体と協働して、生態系アプローチにもとづいた広域的なランドスケープマネジメントを行うこと
 - iv . 都市および都市周辺の農業、林業と都市の市場との結びつきを育てること
 - v . グリーン購入の推進(生物多様性に影響を与える資源消費を持続可能なものに転換)
 - vi . 相乗効果のあるパートナーシップを確立すること(市民、企業、団体、学術機関、他の自治体や関係機関との連携)
 - vii . 生物多様性に関する意識啓発すること(とりわけ青少年に対して、生態系や生物多様性の価値や重要性について啓発)
 - viii . 生物多様性について使命を共有する都市と地方自治体の地球規模および地域的ネットワークを支援すること

5 計画の策定体制

(1) 横須賀市環境審議会

環境基本条例第22条に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な事項について審議するために設置する組織で、学識経験者、事業者代表、市民代表(公募)などから構成されており、本計画の策定においては市長の諮問を受け、内容について専門的・総合的に審議を行いました。

■横須賀市環境審議会委員名簿(2011年(平成23年)3月現在)

氏 名	選出区分	役 職 な ど	在任期間※
出 石 稔	学識経験者	関東学院大学教授	2009年(平成21年)10月1日～
○宇都宮 深 志	学識経験者	東海大学名誉教授	2009年(平成21年)10月1日～
岸 由 二	学識経験者	慶應義塾大学教授	2009年(平成21年)10月1日～
小田部 英 仁	学識経験者	光洋小学校校長	2009年(平成21年)10月1日 ～2010年(平成22年)3月31日
小知和 紀 男	事業者	JAよこすか葉山	2009年(平成21年)10月1日～
佐々木 葉	学識経験者	早稲田大学教授	2009年(平成21年)10月1日～
◎猿 田 勝 美	学識経験者	神奈川大学名誉教授	2009年(平成21年)10月1日～
志 村 和 彦	学識経験者	鷹取小学校校長	2010年(平成22年)4月1日～
高 梨 雅 明	学識経験者	(社)日本公園緑地協会研究顧問	2009年(平成21年)10月1日～
高 橋 信 治	事業者	横須賀市漁業振興協議会	2009年(平成21年)10月1日 ～2010年(平成22年)6月30日
高 橋 弘 二	市民	市民(公募)	2009年(平成21年)10月1日～
高 松 秀 夫	市民	市民(公募)	2009年(平成21年)10月1日～
野 崎 章 子	市民	市民(公募)	2009年(平成21年)10月1日～
浜 田 哲 二	事業者	横須賀商工会議所	2009年(平成21年)10月1日～
藤 村 幸 彦	事業者	横須賀市漁業振興協議会	2010年(平成22年)7月1日～
三 澤 幸 子	市民	市民(公募)	2009年(平成21年)10月1日～
山 本 勲	市民団体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長	2010年(平成22年)3月1日～

◎: 委員長 ○: 委員長職務代理者

※在任期間は計画策定の諮問時からの任期としています

(2) 環境総合政策会議

環境基本条例第12条に基づき、市長および副市長、各部長などで構成する庁内組織で、本計画の策定においては、庁内での各計画との整合や目標、指標、各施策の内容について庁内合意を行いました。

■環境総合政策会議委員名簿

所属・職名		
市長(委員長)		副市長(副委員長)
政策推進部長	総務部長	財政部長
市民安全部長	市民部長	健康福祉部長
健康福祉部担当部長(地域医療推進担当)	こども育成部長	環境部長
環境部担当部長(自然・環境政策担当)	経済部長	都市部長
土木みどり部長	港湾部長	上下水道局長
上下水道局業務部長	上下水道局施設部長	消防局長
市議会事務局長	教育長	教育委員会事務局管理部長
教育委員会事務局生涯学習部長	選挙管理委員会事務局長	監査委員事務局長

(3) 環境総合政策会議新環境基本計画策定検討部会

環境総合政策会議新環境基本計画策定検討部会設置要綱に基づき、関係各課長などで構成する庁内組織で、本計画の改定においては、計画の体系や、目標、指標、各施策の内容について検討を行いました。

また部会の下部組織として、主査、担当者級で構成する分科会を設置し、施策などの詳細な事項について検討を行いました。

■環境総合政策会議新環境基本計画策定検討部会委員名簿

所属・職名		
環境部自然・環境政策課長(部会長)	港湾部港湾企画課長(副部会長)	政策推進部政策担当課長
財政部財政課長	市民部市民協働推進担当課長	環境部環境総務課長
環境部環境管理課長	環境部資源循環推進課長	経済部農林水産課長
都市部都市計画課長	都市部市街地整備景観課長	土木みどり部河川課長
土木みどり部緑地管理課長	土木みどり部公園建設課長	上下水道局施設部計画課長
教育委員会事務局生涯学習部 生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習部 学校教育課長	教育委員会事務局生涯学習部 博物館運営課長

6 計画策定の経緯

(1) 計画策定の経過

年 月	検討会議など
2009年(平成21年) 7月	・第1回新環境基本計画策定検討部会(7/3) ・こどもアンケートの実施(7/8～7/24) ・市民アンケートの実施(7/17～8/7) ・事業者アンケートの実施(7/17～8/7)
2009年(平成21年) 8月	・第36回環境審議会(8/27)
2009年(平成21年) 9月	・新環境基本計画策定のための意見募集(9/25～10/9)
2009年(平成21年) 10月	・第2回新環境基本計画策定検討部会(10/7) ・農業者アンケートの実施(10月中旬～11月中旬) ・漁業者アンケートの実施(10月中旬～11月中旬) ・第37回環境審議会(10/28) 「(仮称)横須賀市新環境基本計画の策定について」諮問
2009年(平成21年) 11月	・新環境基本計画策定のための市民団体との意見交換会(11/8) ・第3回新環境基本計画策定検討部会(11/9) ・第1回環境総合政策会議(11/24)
2009年(平成21年) 12月	・第1回新環境基本計画策定検討部会分科会(12/16,17) ・第38回環境審議会(12/22)
2010年(平成22年) 2月	・第4回新環境基本計画策定検討部会(2/2) ・第2回新環境基本計画策定検討部会分科会(2/15,17) ・第39回環境審議会(2/18)
2010年(平成22年) 5月	・第3回新環境基本計画策定検討部会分科会(5/14,17) ・第5回新環境基本計画策定検討部会(5/25)
2010年(平成22年) 6月	・市長と話す車座会議(6/25,26,28,29) ・第40回環境審議会(6/30)
2010年(平成22年) 7月	・第4回環境総合政策会議(7/21)
2010年(平成22年) 8月	・新環境基本計画策定のための意見募集(8/1～8/31) ・第4回新環境基本計画策定検討部会分科会(8/3,4) ・第6回新環境基本計画策定検討部会(8/10) ・第41回環境審議会(8/25)
2010年(平成22年) 10月	・第42回環境審議会(10/15)
2010年(平成22年) 11月	・第7回新環境基本計画策定検討部会(11/24)
2010年(平成22年) 12月	・第43回環境審議会(12/8) 「(仮称)横須賀市新環境基本計画の策定について」答申 ・第7回環境総合政策会議(12/17)
2011年(平成23年) 1月	・パブリック・コメント手続の実施(1/5～1/25) ・パブリック・コメント手続資料に関する説明会(1/7,8)
2011年(平成23年) 2月	・第8回新環境基本計画策定検討部会(2/3) ・第44回環境審議会(2/17)
2011年(平成23年) 3月	・第8回環境総合政策会議(3/23)

(2) 市民参加の状況

項 目	実施期間	内 容	人数など
①環境審議会への 市民公募委員の参加	2009年(平成21年)10月 ～平成23年3月	任期2年の環境審議会委員 となり、審議に参加	4人
②市民アンケート	2009年(平成21年)7月17日 ～8月7日	設問回答および自由意見	対象者 2,000人 回収率 52.4%
③事業者アンケート	2009年(平成21年)7月17日 ～8月7日	設問回答および自由意見	対象者 350人 回収率 47.1%
④こどもアンケート	2009年(平成21年)7月8日 ～24日	設問回答および自由意見	対象 市内中学校 回収数 870
⑤自由意見募集	2009年(平成21年)9月25日 ～10月9日	計画策定に関する自由意見 を募集	意見総数 0件
⑥農業者アンケート	2009年(平成21年)10月中旬 ～11月中旬	設問回答および自由意見	対象者 90人 回収率 83.3%
⑦漁業者アンケート	2009年(平成21年)10月中旬 ～11月中旬	設問回答および自由意見	対象者 65人 回収率 86.2%
⑧市民団体との意見交換会	2009年(平成21年)11月8日	計画策定に関する意見聴取	参加団体 18人
⑨車座会議による意見聴取	2010年(平成22年)6月25日、 26日、28日、29日	計画策定に関する意見聴取	参加者 延べ101人
⑩自由意見募集	2010年(平成22年)8月1日 ～31日	計画策定に関する自由意見 を募集	意見総数 3人11件
⑪パブリック・コメント 手続による意見募集	2011年(平成23年)1月5日 ～25日	計画素案に関する意見の 募集	意見総数 7人67件
⑫パブリック・コメント 手続資料に関する説明会	2011年(平成23年)1月7日、 8日	計画素案に関する説明会	参加者 延べ19人

7 諮問・答申

(1) 諮問

横 環 政 第95号
平成21年(2009年)10月28日

横須賀市環境審議会委員長 様

横須賀市長 吉 田 雄 人

(仮称)横須賀市新環境基本計画の策定について(諮問)

横須賀市では環境基本条例に基づき、平成10年8月に策定し、平成15年3月に改定を行った横須賀市環境基本計画により、環境行政を推進しています。

現行の環境基本計画については、計画の期間が平成22年度のため、平成23年度からの(仮称)横須賀市新環境基本計画を策定することといたしました。

この(仮称)横須賀市新環境基本計画では、今日のわたしたちを取り巻く環境の多様な変化に対応した目標等を設定するとともに、より良い本市の環境を次世代に引き継ぐための実効性のある計画とする必要があります。

つきましては、環境基本条例第8条第3項の規定に基づき、(仮称)横須賀市新環境基本計画の策定について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

(諮問内容)

1. (仮称)横須賀市新環境基本計画の基本理念、体系等について
2. (仮称)横須賀市新環境基本計画で設定する目標及び取組むべき施策等について
3. 現行の横須賀市環境基本計画から引き継ぐべき施策等について
4. その他、参考となる自由意見

以上



吉田市長から猿田委員長への諮問

(2) 答申

平成22年(2010年)12月8日

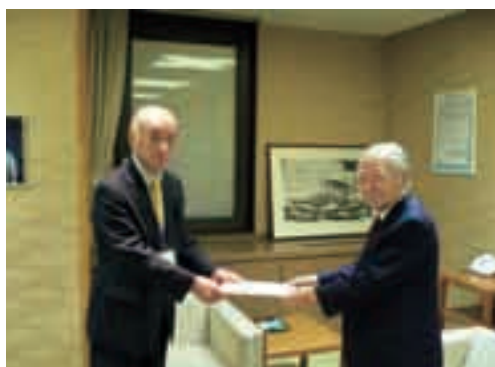
横須賀市長 吉 田 雄 人 様

横須賀市環境審議会
委員長 猿 田 勝 美

(仮称)横須賀市新環境基本計画の策定について(答申)

当審議会では、平成21年10月28日付け横環政第95号にて諮問されました標記の件につきまして、7回の審議会を開催し、議論を重ねてまいりました。

その結果、当審議会の考え方を取りまとめたので、別添のとおり答申いたします。



猿田委員長から廣川副市長(市長代理)への答申

(仮称)横須賀市新環境基本計画の策定について(答申)

平成22年(2010年)12月8日 横須賀市環境審議会

1 はじめに

当審議会は、平成21年10月28日に横須賀市長から(仮称)横須賀市新環境基本計画の策定に関して、次のとおり諮問を受けました。

- (1) (仮称)横須賀市新環境基本計画の基本理念、体系等について
- (2) (仮称)横須賀市新環境基本計画で設定する目標及び取り組むべき施策について
- (3) 現行の横須賀市環境基本計画から引き継ぐべき施策等について
- (4) その他、参考となる自由意見

このため、当審議会は、(仮称)横須賀市新環境基本計画の策定に関して、次のとおり諮問内容に関する審議を行いました。

- (1) 第37回 横須賀市環境審議会(平成21年10月28日)
- (2) 第38回 横須賀市環境審議会(平成21年12月22日)
- (3) 第39回 横須賀市環境審議会(平成22年2月18日)
- (4) 第40回 横須賀市環境審議会(平成22年6月30日)
- (5) 第41回 横須賀市環境審議会(平成22年8月25日)
- (6) 第42回 横須賀市環境審議会(平成22年10月15日)
- (7) 第43回 横須賀市環境審議会(平成22年12月8日)

今般、(仮称)横須賀市新環境基本計画の策定に関する審議が終了し、その結果を以下のとおりとりまとめましたので、答申いたします。

2 (仮称)横須賀市新環境基本計画の策定について

現行の環境基本計画が平成10年に策定されてから今日までの間に、地球温暖化や廃棄物、有害化学物質や生物多様性に関する問題など環境問題は複雑化し、深刻化してきました。

こうした中で、国においては、「エコツーリズム推進法」(平成19年)や「生物多様性基本法」(平成20年)の制定、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正(平成20年)、「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年)の策定などが行われ、県においては、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」(平成20年)や「神奈川県地球温暖化対策推進条例」(平成21年)が制定されるなど、個別分野における政策推進のための枠組みが整備されつつあります。また、「気候変動枠組条約締約国会議」や「生物多様性条約締約国会議」の開催など、国際的には環境保全に関する動きも活発化してきているところです。

(仮称)横須賀市新環境基本計画の策定にあたっては、このような環境問題の複雑化や社会情勢の変化への対応を図ることは当然であります。さらに市民の声を十分に反映し、市民にわかりやすく親しみがあ、かつ実効性のある計画とすることが大切です。当審議会は、このような計画とするため、具体的に以下の内容を考慮すべきであると考えます。

横須賀市は環境基本条例や現行の環境基本計画に基づき、これまでも様々な環境の保全及び創造に関する取組みを推進してきました。当審議会は、(仮称)横須賀市新環境基本計画の推進にあたっては、今後も市長が強い信念と実行力を示し、環境行政の先導的役割を果たされることを切に要望します。

(1) (仮称)横須賀市新環境基本計画の基本理念、体系等について

- ① 計画における基本的な考え方や方向性については、「環境像」及び「基本目標」として設定すること。
- ② 「環境像」については、現在の横須賀市の状況に対応した新たな内容とすること。
- ③ 「基本目標」を達成するための施策については、「施策の分野」、「施策の項目」、「施策の方向」をそれぞれ施策の大柱、中柱、小柱として体系化し、「基本目標」との関係性を明確にすること。

(2) (仮称)横須賀市新環境基本計画で設定する目標及び取り組むべき施策について

- ① 「基本目標」については、「自然環境」、「環境保全対策」、「廃棄物対策」、「地球温暖化対策」、「市民協働」の5つの視点で設定すること。
- ② 「施策の分野」においては、それぞれ「施策の目標」を設定し、その達成度合いを測るための「指標」を設定すること。
- ③ 「施策の目標」や「指標」については、現在の環境課題を考慮し、適切なものを掲げること。
- ④ 新たに取り組むべき施策として、「生物多様性の保全・再生と活用」や「地球温暖化適応策」、「化学物質対策」、「環境と調和した経済・社会活動」に関する内容を追加すること。

(3) 現行の横須賀市環境基本計画から引き継ぐべき施策等について

- ① 現行計画で位置づけていた施策については、その進捗状況を把握・検証し、環境の保全及び創造に係る効果的な取組みについては新計画に引き継ぐこと。
- ② 現行計画と同様に、重要度や緊急度により優先的に実施すべき施策を「重点施策」として位置づけるとともに、市民や事業者のニーズに合った具体的な事業から構成される「リーディングプロジェクト」を設定すること。

(4) その他の事項について

- ① 計画の表記については、例えば「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」とするなど、横須賀市の他の計画との整合について考慮すること。
- ② 計画の策定にあたっては、現在の社会や環境の情勢などの基礎調査結果を十分に活用すること。
- ③ 「市民等に対するアンケート」や「市長と話す車座会議」などによる市民等の意見を十分に取り入れた計画とすること。
- ④ 文章表現については、可能な限り平易な表現を用いるとともに、専門用語等には脚注を設けるなど、わかりやすいものとする。
- ⑤ 計画でめざす将来像をイラスト等により表すとともに、写真や図を効果的に挿入し、市民にわかりやすい計画とすること。
- ⑥ 「地域別計画」の地域区分については、「横須賀市都市計画マスタープラン」及び「横須賀市みどりの基本計画」との整合を図り、「北」、「東」、「南」、「西」の4地域とすること。
- ⑦ 計画の推進にあたっては、年次報告書による進行管理を徹底するとともに、例えば、PDCAサイクルの活用などにより、継続的な改善を図ること。

以上

8 環境基本条例

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針(第8条)

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等(第9条～第21条)

第4章 環境審議会(第22条)

第5章 雑則(第23条)

附則

私たちのまち横須賀は、三浦半島の中央部にあって、三方を海に囲まれており、首都圏に位置しながら比較的豊かなみどりと温暖な気候に恵まれています。そして、私たちは今日に至るまで、先人たちの努力により培われてきた産業や文化を育む一方で、生活の利便性や物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーの過剰な消費による環境への負荷を意識することなく社会経済活動や日常生活を営んできました。

しかし、この営みにより、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の増大や身近な自然の減少など都市の活動や生活に密接に関係する環境問題が発生しました。また、地球温暖化やオゾン層の破壊、生物多様性の保全等に係る問題など地球的規模の環境問題も多様化しています。これらの問題は、このままでは更に拡大し、将来の世代にわたり取り返しのつかない影響を及ぼすおそれがあります。

もとより、すべての市民は、安全かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことができない環境の恵みを享受する権利を有するとともに、このかけがえのない環境の恵みを将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。

市民、事業者及び市は、この原則に基づき、生命及び生活の基盤となる限りある環境を守るため、環境の尊さを認識し、環境に対し調和と節度の心を持って、一体となって協働して行動しなければなりません。

この決意をもって、環境の保全及び創造により、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを享受できる横須賀を実現するため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、行動の原則を基本理念として定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(他の条例との整合)

第2条 市は、この条例が本市の環境政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

(定義)

第3条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第4条 環境の保全及び創造については、市民、事業者及び市が資源としての環境の有限性を認識し、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを享受することができるよう行わなければならない。

2 環境の保全及び創造については、市民、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚して、適切な役割分担及び協働により、行わなければならない。

3 環境の保全及び創造については、地球的規模の環境問題を市民、事業者及び市が自らの課題としてとらえて行わなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、その日常生活において、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、事業者及び市との協働に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市民及び市との協働に配慮しなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念に基づき、自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、市民及び事業者との協働により、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するときは、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するよう努めるとともに、第22条第1項に規定する審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

第8条 市は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本として環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するものとする。

(1) 丘陵地及び斜面地の緑、自然海岸、自然島等の自然の豊かさ並びにがけ地、活断層等の自然の厳しさが共存する本市の自然環境に配慮して、人と自然が安全で安心して豊かに共生する環境を保全し、及び創出すること。

- (2) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環型社会及び低炭素社会を構築すること。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、横須賀市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するときは、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するよう努めるとともに、第22条第1項に規定する審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境への配慮等)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

2 市長は、前項の配慮を適切に実施するために、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市が環境の保全及び創造をするために配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表するものとする。

(総合調整等)

第12条 市は、次の各号に掲げる事項について総合的な調整を行うことにより、環境の保全及び創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るとともに、戦略的な環境施策を検討し、かつ、推進するものとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある市の施策に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関する施策の総合的推進に関すること。

(規制の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(施設整備の推進)

第14条 市は、廃棄物の処理施設及び公園、緑地等の整備を推進するものとする。

(水環境の保全等)

第15条 市は、水環境の保全及び再生に資するため、次に掲げる事項に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 多様な生物が生息し、生育し、又は繁殖するための良好な水辺地の確保
- (2) 人と水とのふれあいを図るための施設の整備
- (3) 水質の保全及び改善に資するための下水道施設の整備及び合併処理浄化槽の普及の促進

(教育及び学習の振興等)

第16条 市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実に努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、第16条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進のため、環境の状況等に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 環境審議会

第22条 環境の保全及び創造に関する基本的事項その他必要な事項について調査審議するため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

-
- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 他の条例の規定によりその権限に属させられた事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項
 - 3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。
 - 4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
 - 5 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
 - 6 審議会に、特別の事項を調査研究させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
 - 7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(この条例の見直し)

第23条 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、平成23年4月1日後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成8年7月25日規則第45号により平成8年8月1日から施行)

附 則(抄)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

9 用語集

【ア】

赤潮

プランクトンが爆発的に増殖し、海面が赤色や赤褐色に変わる現象。閉鎖性水域において夏季に起きやすく、窒素、リンなどによる富栄養化が原因とされる。

アマモ場

藻(も)場とは、沿岸域の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所を指し、アマモ場とは、主として種子植物であるアマモなどの海草(sea grass)により形成される藻場を指す。

【イ】

硫黄酸化物(SOx)

硫黄の酸化物の総称。石油や石炭などの化石燃料を燃焼するときなどに排出される。硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になる。

一酸化炭素(CO)

重油やガソリンなどが不完全燃焼した場合に発生する無色無臭の有毒ガスであり、自動車の排出ガスが主な発生源で環境を汚染する物質の1つである。

【ウ】

雨水浸透施設

雨水を地中に浸透させる雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、雨水浸透舗装(浸透性アスファルトなど)の施設を指す。地下水の保全を目的としている。

【エ】

エコツーリズム

地域の自然観光資源を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる自然環境の保全や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方。

【オ】

溺れ谷

陸上の谷地形が、海面の上昇またはあるいは地盤の沈降によって相対的な高度を減じ、この減少によって生じた細長い湾をいう。海水はもとの谷地形に沿って広がるので、樹枝状やラッパ状の入江をつくる。

温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質としている。

【カ】

海岸保全施設

高潮・波浪などの海岸災害から背後の人命や財産を守る役割を担う施設であり、防波堤、消波工、人工リーフ(潜堤)、水門、内部護岸などがある。

化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸素量をいい、mg/Lで表す。生物化学的酸素要求量(BOD)とならんで、水質汚濁の目安となる指標。

活断層

断層のうち最近の地質時代(数十万年位の間)に繰り返し地震を発生した形跡があり、今後も地震発生の可能性があるもの。

環境アセスメントおよび公有水面埋立に係る法令

環境アセスメントとは「環境影響評価」のことであり、環境影響評価法では、規模が大きく環境影

響の程度が著しいものとなるおそれが事業について、手続きその他を定め環境影響評価の結果を環境の保全のための措置などを事業に反映させることとしている。

また、公有水面埋立法においては、河川、海、湖沼などの公共の用に有する水流または水面は国の所属するものとされており、埋立の際には許可申請の書類の届出などが必要とされている。

環境影響評価

土地の形状の変更、工作物の新設などの事業実施に先立ち、大気、水質、土壌、生態系などの環境に与える影響を予測し、評価し、さらに予防策や、代替案の比較検討などの総合的な事前評価をいい、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するもの。

環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、環境基本法に基づき行政上の具体的目標として定めたもの。なお、ダイオキシン類の環境基準については、ダイオキシン類対策特別措置法により「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められている。

環境ナビゲーションシステム

横須賀市では、民間事業者が実施する開発や行政が主体となる大規模な開発は環境にさまざまな影響を及ぼす可能性があることから、開発行為などを実施する事業者が、環境特性から開発地域の配慮事項を検索できるように、全国で初めて開発した本市独自のシステム。

環境モニター（制度）

国の施策などに関して、国民から意見、要望などを聴取するための、国が委嘱するモニター制度のひとつで、環境省が、都道府県ごとに人口規模に応じた定数を割り当て、年齢、性別などを考慮

して、委嘱しているもの。これまで、「生活排水」（1992年度（平成4年度））、「光害」（1994年度（平成6年度））、「音環境」（1995年度（平成7年度））、「におい環境」（1996年度（平成8年度））、「化学物質対策」（2000年度（平成12年度））などのテーマによるアンケート調査が実施されてきた。

【キ】

京都議定書

1997年（平成9年）12月京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」で採択された気候変動に関する国際連合枠組条約の議定書。ロシアの批准を受けて発効要件を満たし、2005年（平成17年）2月に発効。2007年（平成19年）12月現在の締約国数は、172カ国と欧州共同体。なお、日本は1998年（平成10年）4月28日に署名、2002年（平成14年）6月4日に批准。先進締約国に対し、2008年（平成20年）～2012年（平成24年）の第1約束期間における温室効果ガスの排出量を1990年（平成2年）比で、平均5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。

拠点ネットワーク型都市

市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、拠点市街地となる主要鉄道駅周辺などに適正に都市機能を集積し、郊外の市街地から街中居住を促進するような、歩いて暮らせる魅力的な都市のこと。

近郊緑地保全区域

「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、大都市圏に存在する良好な緑地を保全するため、国土交通大臣により指定された土地の区域。

近郊緑地特別保全地区

「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、近郊緑地保全区域の緑地の中で、樹林地等に類する土地が特に良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有

している土地の区域で、それを保全するため、都市計画法の地域地区として都市計画決定される。地区内では建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区をいう。指定後の行為制限、買取条件などについては、都市緑地法の「特別緑地保全地区」と同じ。

【ク】

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

グリーンバンク事業

本市で現在進めている事業で、家庭で不要になった樹木を受け入れ、必要とする市民に配布する事業。

【コ】

光化学オキシダント

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、一定レベル以上の汚染の下で紫外線により光化学反応をおこし、生じた物質。

光化学スモッグ

光化学オキシダントや視程の低下を招く粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のこと。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝渠（給排水のために水を流す公共の溝）、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路。

合流式下水道

下水を排除する方法の一つで、汚水と雨水を一緒に集めて下水処理場で処理する方法のこと。

港湾法

交通の発達および国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、および保全することを目的としている法律。横須賀港は、1951年（昭和26年）に港湾法により準特定重要港湾に指定され、1953年（昭和28年）に横須賀市が港湾管理者となっている。

港湾緑地

臨港地区や港湾区域など、港湾施設としての公園・緑地。

コージェネレーション

発電とともに発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

谷壁

谷の流路方向に対し直角方向の斜面のこと。

コミュニティ・ビジネス

地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

【サ】

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

栽培漁業

卵から稚魚になるまでの期間を人間が守り育て、外敵から身を守ることができる程度まで成長した後、その魚介類が成長するのに適した海に放流し、自然の海で成長したものを漁獲すること。

産業型公害

産業活動に伴い、相当な範囲にわたり発生する大気汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康や生活環境に生じる被害。

工場から排出される排煙中の窒素酸化物、硫黄酸化物による大気汚染、工場排水による有機汚濁と排水中の各種化学物質による水質汚濁などが代表的であったが、今日ではそうした地域的な規模での産業公害のみならず、ダイオキシン、PCB、農薬など有機塩素化合物による土壌や海水の汚染、また、フロンガスによるオゾン層破壊などより広範多岐に渡って注目されている。

【シ】

C S R (企業における社会的責任)

Corporate Social Responsibilityの頭文字をとったもの。

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。

市街化区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域、およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定。

市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区

分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

自然保護奨励金交付制度

自然保護に協力している県立自然公園、自然環境保全地域内などの土地所有者などに交付するものであり、神奈川県による新制度では、造林補助金などを利用して自ら森林整備を行った場合に奨励金を交付することとしている。

自然林

人の手が加えられていない自然状態の林。代表的なものとして、シイ・カシ・タブ林などがある。

市民緑地制度

土地所有者からの申し出により、300m²以上の土地について、市民利用など土地の公開を前提として市と契約を結び、市が管理を行うもの。

臭気指数

人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもので、採取した試料を無臭空気(または無臭水)で希釈し、においを感じなくなるまでの希釈倍率により算出した指数。

悪臭防止法においては、特定悪臭物質(22種類)の濃度規制および臭気指数での規制が盛り込まれている。

集水域

流域とも言い、一つの河口を通じ海に流れ込む(または湖沼に流入する)水が集まってくる陸地の範囲のこと。

充電ステーション

E V (電気自動車)やハイブリッド車、電動二輪車のために充電サービスを提供する設備。

E Vの普及に伴い、ガソリンスタンドのような“バッテリー充電ステーション”を全国に整備することが求められている。また、E Vは自宅やオフィスなどでも充電することが可能であり、ガ

ソリンよりも多様な設備を整備することができるとされている。

循環型社会

廃棄物の増大と限りある天然資源の浪費を防ぎ、将来においても持続可能な社会を構築するため、資源の循環を促し、環境への負荷を少なくする社会システムのこと。2000年(平成12年)に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、(1)ごみを出さない、(2)出たごみはできるだけ利用する、(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分する—の3つを提示している。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会をつくるための基本原則を定めた法律。国、地方公共団体、事業者および国民の役割・責務を明記し、循環型社会形成推進基本計画を策定するなどして、循環型社会形成を推進する。本法では、リデュース(廃棄物の発生抑制)→リユース(再使用)→リサイクル(再生利用)→熱回収→適正処分という処理の優先順位を明確にし、廃棄物などのうち有用なものを循環資源とした。また、製品の生産者は製品の再利用や処理についても責任を負うという拡大生産者責任の原則が規定された。

【ス】

3 R

リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)を進めながら、やむを得ず出るごみは資源として再び利用すること。

【セ】

生産緑地地区

「生産緑地法」に基づき、市街化区域内の農地を保全し、良好な都市景観の形成を図るため指定されるもの。都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定される。

生物相

特定の地域に生息・生育する生物の種類組成。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水の汚濁の度合を表す指標水中の有機物が好気性微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量をいい、mg/Lで表す。値が大きいほど水中に有機物が多く、水が汚れていることを示す。

【タ】

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境の汚染の防止およびその除去などを図るため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる耐容一日摂取量(TDI)および環境基準の設定とともに、大気および水への排出規制、汚染土壌に係る措置などを定めた法律。ダイオキシン類が、人の健康や生命に重大な影響を与えるおそれがある物質であると社会的に問題化したことを受けて制定されたもの。なお、同法における「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルの3種類である。

太陽光発電システム

太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換するシステムのこと。太陽光を電気(直流)に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。現在、日本で多く利用されている住宅用の太陽光発電システムでは、電力会社と電気の売買をする系統連係型と、バッテリーに発電した電気をためながら使う独立系型のふたつのシステムに分かれている。

高潮

台風または低気圧などによって潮位が上昇する現象のことで、風津波、暴風津波ともいう。主に気圧の低下による海水の「吸い上げ効果」と、風による海水の「吹き寄せ効果」によって発生する。

多自然型河川施設

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川施設。

具体的には、種の多様性が確保できる河川環境の保全・復元、河川の上下流方向や横断方向などの連続性のある環境の確保、その川に相応しい生物の生息・生育環境の保全・復元などを目標としている。

【チ】

地球温暖化

温室効果ガスの増加により、地球の気温が上がって自然のバランスがくずれる現象。温室効果ガスは、今後も増加することが予想され、このままでは平均地上気温が1990年から2100年までの間に1.4～5.8℃上昇し、地球規模の乾燥化などの気候変動、海面水位の上昇、生態系の変化や農業への影響などが懸念されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。1998年(平成10年)10月の参議院本会議で可決され、公布された。温暖化防止を目的とし、京都議定書で日本に課せられた目標である温室効果ガスの1990年(平成2年)比6%削減を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務や役割を明らかにしたものである。

窒素酸化物(NO_x)

窒素の酸化物の総称。主に石炭、石油の燃料などが高温で燃焼するときに酸化され発生する一酸化窒素(NO)と、大気中で一酸化窒素が徐々に酸化した二酸化窒素(NO₂)のことである。ボイラーなどを設置する工場や自動車などから発生する。紫外線の作用を受けて炭化水素と反応し、

特殊な気象条件のもとで光化学スモッグの主因物質になったり、雨に溶けると酸性雨の原因ともなる。

沖積地

沖積世(今から約1万年前)から現在までに、河川の氾濫などで土砂が堆積して出来た新しい土地。

【テ】

低公害車

窒素酸化物(NO_x)や粒子状物質(PM)などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

低騒音舗装

車両のタイヤと路面による騒音を、通常の舗装より小さくする舗装。通常の舗装は、自動車が走行するとき、タイヤと路面の間に入る空気が圧縮・膨張し騒音を発するが、低騒音舗装では、空気を舗装中に逃がすことができ、騒音を低減(3dB程度)する効果がある。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、経済発展を妨げることなく、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

適応策

地球温暖化によって生じる環境への影響に対して適応を図るための取り組み。

【ト】

東京湾外湾

観音崎を挟んだ南側の海(観音崎～富津岬の線と、剣崎～洲崎を結んだ線の内側)のこと。

東京湾内湾

観音崎を挟んだ北側の海（観音崎と富津岬を結んだ線の内側）のこと。「横須賀港港湾環境計画」においては、追浜地区から新港地区を「再生のエリア」、新港地区から走水地区を「活生のエリア」と位置付けている。

特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律」において指定される、外来生物（海外起源の外来種）の中で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

都市・生活型公害

従来の産業に起因する公害ではなく、都市化の進展や生活様式の多様化によって環境への負荷が高まることにより生じる公害のこと。自動車の騒音や排ガスによる大気汚染、生活雑排水の流入による都市内河川の汚濁などがある。

都市緑地法

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全および緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律。景観法の制定にあわせ、都市公園法とともに平成16年に改正された。

【二】

二酸化炭素排出原単位

単位あたりの二酸化炭素排出量。ここでは、1キロワット時の電気を発電したときの二酸化炭素排出量を指す。

二次林

過去に伐採などの人為が加えられ、その影響を受けている森林、または現在も下草刈などの人

為が継続的に加えられていることにより成立している森林。

【ネ】

熱帯夜

最低気温が摂氏25度以上の夜間（夕方から翌朝まで）のこと。

【ハ】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。「廃掃法」とも略称される。

1970年（昭和45年）に、従来の「清掃法」を全面的に改めて制定された。廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが目的。

【ヒ】

ヒートアイランド

都市部において高密度にエネルギーが消費され、また地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているため水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象。

光害

良好な照明環境の形成が漏れ光（照明器具から照射される光のうち、その目的とする照明対象範囲外に照射される光）によって阻害されている状況またはそれによる悪影響。

【フ】

フェアトレード

途上国との公正貿易のことで、途上国で生産された環境への影響が少ない生産物を適正な価格で購入することにより、途上国における雇用の確保と生産者の生活の安定を促し、技術力の向上と経済的な自立を支援する活動。

浮遊粒状物質 (SPM)

空気中に浮遊している粒径 $10\mu\text{m}$ (マイクロメーター: $1\mu\text{m}$ は1000分の1mm) 以下の物質のこと。人工的な発生源として自動車、工場、鉱山など、自然的な発生源として火山噴火物土砂のまきあげなどがあり、その成分は多種多様である。

【ホ】

放流水質

放流水 (公共下水道から河川その他の公共の水域または海域に放流される水) の水質のこと。下水道が、河川などの公共用水域や海域の水質保全に役立つためには、放流水質の管理が適正に行わなければならない。このため放流水質は、下水道法により一定の基準を満たさなければならないとされている。

【マ】

真夏日

一日の最高気温が摂氏 30°C 以上になる日のこと。

【モ】

猛暑日

一日の最高気温が摂氏 35°C 以上になる日のこと。気象庁が2007年 (平成19年) 4月1日から使用を開始した用語。

【ヤ】

夜間電力

夜間に発電される電力のこと。電力需要が少ないため昼間に発電される電力に比べ安価で、化石燃料の使用割合が低く、二酸化炭素 (CO_2) の排出量も少ない。このように、コスト削減と環境負荷の低減を同時に達成できることから、夜間電力を使う事業所は多い。また、夜間電力を利用すると昼間の電力消費量のピークをカットでき、電力需要の負荷を平準化して電力設備を効率よく活用することが可能になる。

【ユ】

有害化学物質

人間の健康や生態系などに悪影響を及ぼす化学物質の総称。現時点において、種類や使用量、人や環境への影響などが十分に把握されていない物質も数多くある。

有害大気汚染物質

低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質のこと。科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるよう施策を講じることとされている。該当する可能性のある物質として234種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質 (優先取組物質) として次の22種類がリストアップされている。

有害鳥獣

人間生活に対し、生命的・経済的に害を及ぼす鳥獣のこと。鳥獣本来の食性によって、人、家畜、農作物、樹林、農林水産物などを食害するものが大部分である。

有用微生物群 (EM)

腐敗を抑制し発酵を促す乳酸菌や酵母、汚染物質を取り込み浄化する光合成細菌を主体とした安全で有用な微生物の共生体。

【ヨ】

横須賀市環境学習プログラム

2008年 (平成20年) 3月に策定された「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」に基づく環境学習プログラム。

市内の環境資源や施設などを活用し、環境に対する興味や関心を持つ「きっかけづくり」として、また、幅広く環境に関する知識や経験を深めるため、地域や学校などで利用できるプログラムとして作成されている。

【リ】**リスクコミュニケーション**

化学物質による環境リスクに関する正確な情報を関係者で共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

緑地協定

「都市緑地法」に基づき、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

緑被率

樹木や草地など植物で被われた土地の占める割合。

林床

森林の地表面のこと。光が林冠により遮られるため、耐陰性の強い植物や菌類などが生育する。

林相

木の種類や生え方などによる、森林の様子・形態のこと。

【ロ】**露地野菜**

屋外環境下で栽培される野菜のこと。ハウスや温室などの施設栽培と異なり、土地の気候や気象の影響を受けるため、気候条件にあった品目・品種の選定が重要となる。

横須賀市環境基本計画 (2011～2021)

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地

横須賀市環境政策部環境企画課

電話：046－822－8524 FAX：046－821－1523

E-mail：ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp